

消 防 予 第 141 号
消 防 安 第 141 号
平 成 17 年 7 月 7 日

各都道府県消防防災主管部長 } 殿
東京消防庁・各指定都市消防長 }

消 防 庁 予 防 課 長

消 防 庁 防 火 安 全 室 長

既存の小規模雑居ビル等に対する自動火災報知設備等の設置指導について

「消防法施行令の一部を改正する政令」(平成14年政令第274号)による消防法施行令別表第1(2)項八の新設に伴う消防用設備等に係る規定の適用の見直し並びに自動火災報知設備及び避難器具に係る技術上の基準の改正に関する経過措置の期限が、原則として平成17年10月1日に到来することから、同政令の施行(平成15年10月1日)の際、現に存する小規模雑居ビル等の防火対象物についても、同日までに改正後の消防法施行令の基準による設置が必要となります。

各消防機関におかれましては、その設置指導に御尽力いただいているところですが、未だ設置がなされていない防火対象物の関係者に対しては、引き続きその旨の周知徹底を図り、当該期限までに設置するよう一層の指導をされるとともに、期限までに設置できないような場合にあっては設置計画書の提出を指導するなど、設置に向けた対策を推進されるようお願いします。

なお、設置指導にあたり効果的に活用できるよう啓発用リーフレットを違反是正支援センターと共同で作製中であり、後日、同センターから各消防本部あて配布される予定であることを申し添えます。

都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村に対してこの旨周知されるようお願いします。